

Radiata Increase



FP2級 資産設計提案業務 過去問解説 2020 年 9 月

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2020年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナーには執筆や講演などの業務もあり、著作権についての理解が必要である。著作権法に基づく著作権の保護に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 50名のファイナンシャル・プランナーが参加する勉強会において、他人の著作物をコピーして教材に使用することは私的使用目的に当たり、著作権者の許諾は必要ない。
2. 新聞記事をコピーし、生活者向け講演会の資料として配布する場合、参加費が無料であれば、当該新聞社の許諾は必要ない。
3. 官公庁の通達を自分の著作物に引用する場合、官公庁の許諾は必要ない。
4. 公表された他人の著作物を自分の著作物に引用する場合、内容的に引用部分が「主」で自ら作成する部分が「従」でなければならない。

【答え】

1. 不適切

私的使用の範囲は、自分自身やその家族などの限られた範囲内であれば自由に使うことが可能ですが、勉強会などでの使用は著作権者の許諾なしに使用してはいけません。

2. 不適切

新聞記事のコピーも著作権者である新聞社の了解が必要

3. 適切

国や地方公共団体等が作成した著作物で、一般に周知されることを目的とした著作物は、転載を禁止する旨の表示がなければ使用可能

4. 不適切

著作物を引用する場合に、引用する部分を『従』とし、自分で作成する部分を『主』とします。

従って、正解は【3】です。

問 2

「消費者契約法」に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

（ア）消費者契約法では、個人および法人を保護の対象としている。

（イ）事業者が、将来の受取額が不確実な商品について、「確実に儲かる」と断言し、消費者がそれを信じて結んだ契約は、取り消すことができる。

（ウ）消費者契約の申込み等に係る取消権は、消費者が追認をすることができる時から1年間行わないとき、または契約締結の時から10年を経過したときは、時効によって消滅すると定められている。

（エ）事業者が消費者に重要事項について事実と異なることを告げ、消費者がそれを事実と信じて結んだ契約は、取り消すことができる。

【答え】

1. 不適切×

消費者と事業者と契約するとき、両者の間には情報の格差がある、その状況を踏まえて消費者(個人)の利益を守るための法律。

2. 適切○

消費者契約法では事業者が重要事項について消費者に不利益事実を故意に説明しなかったり、消費者が誤認・困惑して契約した場合、消費者はその契約の取り消すことが可能です

3. 不適切×

消費者契約の取消権では、追認を1年間行わなかった場合か、契約締結後5年を経過すると時効となります。

4. 適切○

消費者契約法では事業者が重要事項について消費者に不利益事実を故意に説明しなかったり、消費者が誤認・困惑して契約した場合、消費者はその契約の取り消すことが可能です

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

細井さんは、退職後の公的年金の補完として利子や株主配当金、収益分配金などからの収入を考慮して金融商品を保有している。細井さんが保有する下記＜資料＞の金融商品に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料＞

債券	(ア) 個人向け国債10年	500万円
国内上場株式	(イ) KV株式（特定口座・源泉徴収あり）	200株
国内上場株式	(ウ) KW株式（少額投資非課税制度〔NISA〕口座）	100株
投資信託	(エ) KXファンド（毎月分配型）	100万口

1. （ア）の利率は、10年間固定である。
2. （イ）の株主配当金は、特定口座内の譲渡損失と損益通算することができる。
3. （ウ）の株主配当金を非課税で受け取るためには、株式数比例配分方式を選択する必要がある。
4. （エ）の収益分配金は、運用状況によっては支払われない場合がある。

【答え】

1. 不適切

個人向け国債には、満期まで発行時の利率を維持できる「固定金利型 3 年」、「固定金利型 5 年」、一定期間で利率が変わる「変動金利型 10 年」の 3 種類の商品があります。これら 3 つの商品には最低保証金利として 0.05%(年率)が定められています。

2. 適切

上場株式の配当について、申告分離課税を選択して確定申告する場合、上場株式の譲渡損失と損益通算可能です。

3. 適切

NISA で分配金を非課税扱いにするためには、証券口座で受け取る方法は、株式数比例分配方式を選択しなければいけません。

4. 適切

投資信託はあくまでも投資ですので、配当金の支払いがなかったり、元本割れのリスクがあります。

従って、正解は【1】です。

問 4

安西さんと加瀬さんは、下記＜資料＞のとおり、K R株式会社の株式（以下「K R株式」という）を2020年3月から2020年7月において毎月10日（休業日の場合、翌営業日）に購入した。安西さんと加瀬さんのK R株式の取引に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、このほかにK R株式の取引はないものとし、手数料および税金は考慮しないものとする。また、購入株数は正しいものとする。

- ・ 安西さんは株式累積投資制度で購入した。
- ・ 加瀬さんは購入の都度、単元未満株投資制度で購入した。
- ・ K R株式は東京証券取引所に上場されている。
- ・ K R株式会社の本決算は3月末日である。
- ・ K R株式の2020年3月期の期末株主配当金は、1株当たり80円であった。

＜資料：K R株式の株価の推移＞

	購入月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年6月	2020年7月
	購入株価（円）	2,260	2,660	2,960	2,560	2,060
安西さん	購入金額（円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	購入株数（株）	4.424779	3.759398	3.378378	3.906250	4.854369
加瀬さん	購入金額（円）	9,040	10,640	11,840	10,240	8,240
	購入株数（株）	4	4	4	4	4

1. 安西さんは、2020年に開催される定時株主総会の議決権を持たない。
2. 安西さんの平均購入単価は、加瀬さんの平均購入単価よりも低くなっている。
3. 加瀬さんは、2020年3月期の期末株主配当金として、320円（税引前）を受け取ることができる。
4. 加瀬さんは、保有株式数が単元株数以上になるまで売却できない。

【答え】

1. 適切

議決権は 1 単元株式(100 株) 保有している場合、1 つ議決権を得られます。
安西さんの保有株数では議決権は得られません。

2. 適切

両者共に 3 月から 7 月までの合計購入金額は 5 万円です。
安西さんのほうが購入している平均株数は 4. 0646348 と加瀬さんよりも多いの
で、購入単価の平均では安西さんのほうが低くなっています。

3. 適切

2 0 2 0 年 3 月期に加瀬さんが保有していた 4 株に対し、配当金が支払われま
す。
資料より、1 株あたり 80 円の記述があるので、
 $4 \times 80 = 320$ 円

4. 不適切

単元未満投資制度では単元未満の売買が可能です。

従って、正解は【4】です。

問 5

下記は、追加型公募株式投資信託において投資家が負担する費用についてまとめた表である。下記の（ア）～（エ）の記述について、最も不適切なものはどれか。

	費用の項目	費用の内容	
投資家が直接的に負担	購入時手数料	・ 購入時に販売会社に対して支払う ・ （ア）	
	信託財産留保額	・ 換金のために発生する運用資産の売却コストを、投資家自身が負担する趣旨である ・ 差し引かれた費用は（イ）	
投資家が間接的に負担	運用管理費用（信託報酬）	・ 投資信託の信託財産の残高から、（ウ） ・ 料率は純資産総額に対する一定の料率が定められているのが一般的 ・ 配分先と費用の内容は下記のとおり	
		運用会社（委託者）	・ 運用にかかる費用や報酬、目論見書や運用報告書などの作成費用
		販売会社	・ 購入代金、収益分配金、解約・償還金の取扱い等の事務費用
		（エ）	・ 資産の保管や管理にかかる費用
	監査費用	・ 公認会計士等による監査の報酬	
	売買委託手数料	・ 投資信託の信託財産内の有価証券を売買する際の費用	

1. （ア）同じ投資信託でも、販売会社ごとに手数料率が異なる場合がある
2. （イ）運用会社（委託者）に支払われる
3. （ウ）日々、差し引かれる
4. （エ）受託会社

【答え】

1. 適切

証券会社によって、購入する際に支払う手数料は異なります。

2 不適切

信託財産留保額とは投資信託を解約する際に投資家が支払う費用のことで、改めて支払う必要はありません。

3. 適切

信託報酬は、自身で投資信託を保有している際に、財産の管理・運用のためのコストとして保有期間中は日々、差し引かれます。

4. 適切

信託報酬は、財産の管理・運用のためのコストですので、管理・運用を行う運用会社、販売会社、受託会社へ支払われます。

従って、正解は【2】です。

問 6

金投資に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、金の取引は継続的な売買でないものとする。

- ・ 個人が金地金を売却した場合の所得については、保有期間が（ ア ）以内の場合、短期譲渡所得として課税される。
- ・ 金地金の売買において、海外の金価格（米ドル建て）が一定の場合、円高（米ドル／円相場）は国内金価格の（ イ ）要因となる。

1. （ア） 5 年 （イ） 上昇
2. （ア） 5 年 （イ） 下落
3. （ア） 10 年 （イ） 上昇
4. （ア） 10 年 （イ） 下落

【答え】

(ア)譲渡所得は、総合課税と分離課税に分かれ、土地・建物等、株式以外の譲渡所得の金額は総合課税になります。

保有期間については5年以下を短期・5年以上が長期譲渡所得となります。

(イ)金地金の売買はドル建てで取引が行われています。

従ってドル÷金地金と考えると、円高米ドル安となるため、国内金価格は下落します。

従って、正解は【2】です。

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

公的な土地評価に関する下表の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

価格の種類	公示価格	基準地標準価格	固定資産税評価額	相続税路線価
所管	国土交通省	都道府県	市町村（東京23区は東京都）	国税庁
評価時点	毎年1月1日	毎年（ア）	原則として基準年度の前年1月1日。 （イ）に1度評価替え	毎年1月1日
評価割合	—	—	公示価格の （ウ）程度	公示価格の （エ）程度
目的	- 一般の土地取引の指標 - 公共事業用地の適正補償額の算定基準	- 国土利用計画法による土地取引の適正かつ円滑な実施 - 一般の土地取引の指標	固定資産税等の課税のため	相続税や贈与税の課税のため

- （ア）4月1日 （イ）2年 （ウ）7割 （エ）8割
- （ア）4月1日 （イ）3年 （ウ）8割 （エ）7割
- （ア）7月1日 （イ）2年 （ウ）8割 （エ）7割
- （ア）7月1日 （イ）3年 （ウ）7割 （エ）8割

【答え】

	公示価格	基準値標準価格	相続税評価額	固定資産税評価額
発表機関	国土交通省	都道府県	国税庁	市町村
基準日	毎年 1/1 日	毎年 7/1 日	毎年 1/1 日	毎年 1/1 日 (3 年毎見直し)
発表時期	3 月下旬	9 月下旬	7 月下旬	3 月下旬
評価水準	－	公示 100%	公示 80%	公示 70%

(ア). 基準値評価価格の基準日は毎年 7 月 1 日です。

(イ). 固定資産税評価額は 3 年ごとに見直しされます。

(ウ). 固定資産税評価額の評価水準は公示価格の 70%です。

(エ). 相続税路線価の評価水準は公示価格の 80%です。

従って、正解は【4】です。

問 8

下記＜資料＞は沼田雅史さんが所有する土地の登記事項証明書の一部である。
この登記事項証明書に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

＜資料＞

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成25年6月21日 第6△23号	原因 平成25年6月21日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1,500万円 利息 年1.5% 損害金 年14%（年365日日割計算） 債務者 神奈川県〇〇市××区△△一丁目3番〇号 沼田雅史 抵当権者 神奈川県〇〇市××区△△五丁目□番2号 株式会社T S銀行

1. 上記＜資料＞から、抵当権の設定当時、沼田雅史さんがこの土地の所有者であったことが確認できる。
2. この土地には株式会社T S銀行の抵当権が設定されているため、別途、ほかの金融機関が抵当権を設定することはできない。
3. 沼田雅史さんが株式会社T S銀行への債務を完済すると、当該抵当権の登記は自動的に抹消される。
4. 沼田雅史さんが債務の弁済を怠った場合、株式会社T S銀行は、債権を回収するためにこの土地の競売を裁判所に申し立てることができる。

【答え】

1. 不適切

所有権に関する時効は甲区に記載されています。
資料は乙区であり、所有者の確認はできません。

権利に関する事項
甲区：所有権に関する事項 →所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載
乙区：所有権以外の権利に関する事項 →抵当権・借地権・賃借権などを記載

2. 不適切

抵当権は複数設定することが可能です。

3. 不適切

抵当権は自動的に抹消されません。債務完済後に抵当権抹消登記を行わなければいけません。

4. 適切

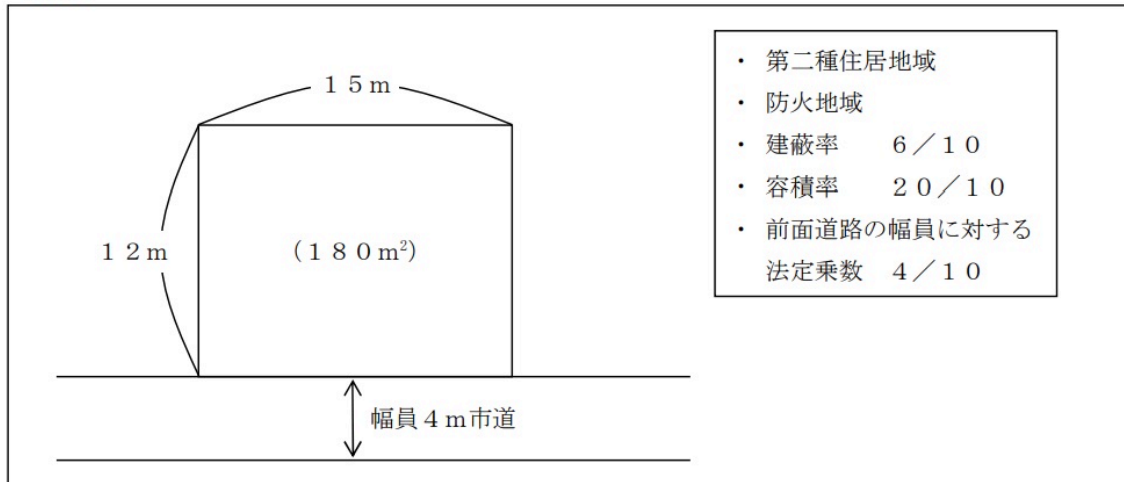
債務者が債務を怠った場合には、融資者は抵当権を実行し、裁判所へ申し立て土地や建物の差し押さえを行い、競売にかけられます。

従って、正解は【4】です。

問 9

建築基準法に従い、下記＜資料＞の土地に耐火建築物を建てる場合、建築面積の最高限度（ア）と延べ面積（床面積の合計）の最高限度（イ）の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、＜資料＞ に記載のない条件については一切考慮しないこと。

＜資料＞



1. (ア) 108 m² (イ) 360 m²
2. (ア) 126 m² (イ) 360 m²
3. (ア) 108 m² (イ) 288 m²
4. (ア) 126 m² (イ) 288 m²

【答え】

① 【建ぺい率】

建築面積=敷地面積×建ぺい率

防火規制の異なる土地に建築物を建築する場合には、その敷地全部について、厳しい方の規制が適用されます。また

- ・ 耐火建築物を準防火地域・防火地域内で建築する場合
- ・ 特定行政庁が指定する角地である場合

いずれかの場合には建ぺい率の緩和を受けることができ、それぞれの場合で10%(両方に該当する場合には20%)の緩和を受けられます。

また、指定建ぺい率が80%の場合で、防火地域に耐火建築物を建築する場合には建ぺい率の制限はありません。(100%となる)

本問では防火地域での建築物ですので、10%の緩和を受けられますので建蔽率は7/10になります。

$$180 \text{ m}^2 \times 70\% = 126 \text{ m}^2$$

②【容積率】

[計算式]

容積率=延べ面積÷敷地面積

延べ面積=敷地面積×容積率

・容積率の制限

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

本問では前面道路の幅員は4mです。住居系地域となりますので、

$4 \times 4/10 = 160\%$

指定容積率は200%ですので160%を使用します。

$180 \text{ m}^2 \times 160\% = 288 \text{ m}^2$

従って、正解は【4】です。

問 10

鶴見さんは、所有しているアパートを賃貸するに当たり、F P の榎田さんに借家契約の説明を受けた。借地借家法に基づく借家契約に関する下表の空欄

(ア) ～ (エ) に入る最も適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

		普通借家契約	定期借家契約
契約方法		制限はない	(ア)
契約の更新		(イ)	(ウ)
契約期間	1年未満の場合	(エ)	1年未満の契約も有効である
	1年以上の場合	制限はない	制限はない

<語群>

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 制限はない | 2. 公正証書等の書面による |
| 3. 賃貸人に正当事由がない限り更新される | 4. 期間満了により終了し、更新されない |
| 5. 期間の定めのない契約とみなされる | 6. 1年未満の契約期間も有効である |

【答え】

	普通借家権 (建物賃借権契約)	定期借家権 (定期建物賃借権契約)
契約の締結	制限なし(口頭・書面どちらでも契約できる。)	書面で契約(公正証書でなくても可能)
契約の存続期間	1年以上。 1年未満の契約は「期間の定めのない賃借権」とみなされる。	契約で定めた期間。 1年未満の契約でも契約期間と認められる。
更新	自動更新	更新されず終了 ※貸主の正当事由は不要
解約の条件	期間終了によって契約も終了。借主が存続を希望した場合、貸主から解約や契約期間終了時の更新の拒絶は、貸主に正当な事由がない限りできません。	契約期間が1年以上の場合、貸主は期間終了の1年～6ヶ月前の間に期間満了で終了する旨を通知しなければならない。 もし通知をしなければ契約終了を借主に對抗できない。

(ア) 定期借家契約は書面での契約(公正証書でなくても可)で行います。②

(イ) 普通借家契約は自動更新され、賃貸人から解約や契約期間終了時の更新の拒絶は、貸主に正当な事由がない限りできません。③

(ウ) 定期借家権の更新はなく、期間満了で終了となります。④

(エ) 普通借家権の1年未満の契約は「期間の定めのない賃借権」とみなされます。⑤

【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。

問11

中井洋子さん（52歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ特約は自動更新しているものとし、洋子さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

無配当定期保険特約付終身保険			保険証券記号番号 △×-××××
保険契約者	中井 洋子 様	保険契約者印 	◇契約日 2003年6月1日
被保険者	中井 洋子 様 1968年7月27日生 女性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	死亡保険金 中井 亜子 様（子）	受取割合 10割	◇主契約の保険料払込期間 25年間 ◇特約の保険期間 10年 (80歳まで自動更新)
◇ご契約内容			◇お払い込みいただく合計保険料
終身保険金額（主契約保険金額） 200万円 定期保険特約保険金額 2,800万円 特定疾病保障特約保険金額 500万円 傷害特約保険金額 500万円 災害入院特約 入院5日目から 日額 5,000円 疾病入院特約 入院5日目から 日額 5,000円 ※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。 生活習慣病入院特約 入院5日目から 日額 5,000円			毎回 △△,△△△円 [保険料払込方式] 月払い
※入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。			

<資料／保険証券２>

終身ガン保険		保険証券記号番号 〇〇－〇〇〇〇〇	
保険契約者	中井 洋子 様	保険契約者印	◇契約日 2002年7月1日 ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 終身
被保険者	中井 洋子 様 1968年7月27日生 女性		
受取人	給付金 被保険者 様 死亡給付金 中井 亜子 様 (子)	受取割合 10割	
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	200万円	毎回 ×,×××円 [保険料払込方式] 月払い
ガン入院給付金	1日目から日額	1万円	
ガン通院給付金	1日目から日額	5,000円	
ガン死亡給付金	ガンによる死亡	20万円	
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円	

- ・ 洋子さんが現時点で、糖尿病で12日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 洋子さんが現時点で、初めてガン（悪性新生物）と診断され、治療のため26日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率20倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 洋子さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

【答え】

- ・ 洋子さんが現時点で、糖尿病で12日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 洋子さんが現時点で、初めてガン（悪性新生物）と診断され、治療のため26日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率20倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 洋子さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

(ア) **糖尿病は生活習慣病**であるため、資料1より生活習慣病入院特約(糖尿病、ガンや脳 卒中・心臓病なども適用)と疾病入院特約(病気、怪我などの入院時に適用)から支給を受けられます。入院期間は12日、上記特約では入院5日目からの支給となるので、8日分の支給を受けられます。

◇ご契約内容

終身保険金額（主契約保険金額）	200万円
定期保険特約保険金額	2,800万円
特定疾病保障特約保険金額	500万円
傷害特約保険金額	500万円
災害入院特約	入院5日目から 日額 5,000円
疾病入院特約	入院5日目から 日額 5,000円
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。	
生活習慣病入院特約	入院5日目から 日額 5,000円

生活習慣病入院特約:入院日数8日×日額5千円=4万円

疾病入院特約:入院日数8日×日額5千円=4万円

計8万円

従って、正解は【8万円】です。

- ・ 洋子さんが現時点で、糖尿病で12日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 洋子さんが現時点で、初めてガン（悪性新生物）と診断され、治療のため26日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率20倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 洋子さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

（イ）初めてのガンで、26日入院、手術（給付倍率20倍）をした場合は資料1から三大疾病保証定期保険、疾病入院特約、生活習慣病入院特約が、資料2から、ガン診断給付金、ガン入院給付金が支払われます。

※三大疾病保証定期保険はがん、急性心筋梗塞、脳卒中により、約款で定める所定の状態と医師に診断されたときに生前に、死亡・高度障害保険金が支払われます。

◇ご契約内容

終身保険金額（主契約保険金額）	200万円
定期保険特約保険金額	2,800万円
特定疾病保障特約保険金額	500万円
傷害特約保険金額	500万円
災害入院特約	入院5日目から 日額 5,000円
疾病入院特約	入院5日目から 日額 5,000円
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。	
生活習慣病入院特約	入院5日目から 日額 5,000円

◇ご契約内容

ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	200万円
ガン入院給付金	1日目から日額	1万円
ガン通院給付金	1日目から日額	5,000円
ガン死亡給付金	ガンによる死亡	20万円
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円

500万円＋5,000円×(26-4)＋5,000円×20＋5,000円×(26-4)＋200万円＋26万円＝758万円

従って、正解は【758万円】です。

- ・ 洋子さんが現時点で、糖尿病で12日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 洋子さんが現時点で、初めてガン（悪性新生物）と診断され、治療のため26日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率20倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 洋子さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

（ウ）交通事故で死亡した場合には資料1では、終身保険（被保険者が死亡か高度障害で支給）と定期保険（被保険者が死亡か高度障害で支給）、三大疾病（保険金を受け取らず、特定(3大)疾病以外の病気で死亡した場合、**死亡原因は問わず、死亡・高度障害保険金が支払われる。**）、傷害保険（通院・入院・手術・死亡）から給付金が支払われます。

資料2では死亡保険金を受け取れます。

◇ご契約内容

終身保険金額（主契約保険金額）		200万円
定期保険特約保険金額		2,800万円
特定疾病保障特約保険金額		500万円
傷害特約保険金額		500万円
災害入院特約	入院5日目から	日額 5,000円
疾病入院特約	入院5日目から	日額 5,000円
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。		
生活習慣病入院特約	入院5日目から	日額 5,000円

◇ご契約内容

ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	200万円
ガン入院給付金	1日目から日額	1万円
ガン通院給付金	1日目から日額	5,000円
ガン死亡給付金	ガンによる死亡	20万円
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円

200万円+2,800万円+500万円+500万円+10万円=4,010万円

従って、正解は【4,010万円】です。

問 1 2

リビングニーズ特約に関する下記＜資料＞の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

＜資料（ご契約のしおり・約款から一部抜粋）＞

リビングニーズ特約による保険金のお支払い

	保険金の支払事由	支払額	受取人
特約保険金	被保険者の余命が（ア）以内と医師により診断された場合	死亡保険金額の範囲内で請求保険金額から請求保険金額に対する（ア）分の（イ）を差し引いた金額	原則として（ウ）
	リビングニーズ特約による請求額は、保険金額の範囲内で一被保険者当たり（エ）を限度とします。		

＜語群＞

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------------|-------|
| 1. 1ヵ月 | 2. 3ヵ月 | 3. 6ヵ月 | 4. 1年 |
| 5. 保険料相当額 | 6. 利息相当額 | 7. 保険料相当額および利息相当額 | |
| 8. 死亡保険金受取人 | 9. 被保険者 | | |
| 10. 保険契約者 | 11. 法定相続人 | | |
| 12. 1,000万円 | 13. 3,000万円 | 14. 5,000万円 | |
| 15. 1億円 | | | |

【答え】

(ア)リビング・ニーズ特約は、余命が6ヶ月以内と診断された場合に、保険料が前倒しで支払われる保険で、受け取った保険料は非課税となります。

(イ)リビング・ニーズの支給額は、契約している保険の死亡保険金の範囲で、余命6ヶ月と診断された日から起算した6ヶ月分の保険料とその利子分を差し引いた金額となります。

(ウ)保険料の受取人は、被保険者です。

(エ)リビングニーズ特約では、上限3,000万円の請求が可能です。

従って、正解は【(ア)3.6ヶ月 (イ)7. 保険料相当額および利子相当額 (ウ)9. 被保険者 (エ)13. 3,000万円】です。

問 1 3

大久保邦彦さんと妻の久代さんが加入している生命保険契約（下記＜資料＞参照）について、保険金または給付金が支払われた場合の課税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

＜資料：生命保険の加入状況＞

	保険種類	保険料払込み方法	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	保険金・給付金 受取人
契約A	終身保険	年払い	邦彦さん	久代さん	邦彦さん
契約B	収入保障保険	月払い	邦彦さん	邦彦さん	久代さん
契約C	ガン保険	月払い	久代さん	久代さん	久代さん

1. 契約Aについて、邦彦さんが受け取った死亡保険金は相続税の課税対象となる。
2. 契約Bについて、久代さんが2年目以降に受け取る死亡年金は所得税（雑所得）の課税対象となる。
3. 契約Bについて、久代さんが年金受取に代えて一時金受取を選択した場合、所得税（一時所得）の課税対象となる。
4. 契約Cについて、久代さんが受け取ったガン診断給付金は、所得税（一時所得）の課税対象となる。

【答え】

1. 不適切

契約 A は契約者、保険金受取人が同一ですので、一時所得として所得税の課税対象です。

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税・住民税・一時所得
A	B	C	贈与税

2. 適切

契約 B の収入保障保険は、被保険者が死亡後、残された家族へ年金形式で保険料が支払われます。

1 年目は相続税の課税対象となりますが、2 年目以降は雑所得として課税対象となります。

3. 不適切

契約者、被保険者が同一の収入保障保険の保険金を一時金で受け取った場合には、相続税の課税対象です。

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税・住民税・一時所得
A	B	C	贈与税

4. 不適切

身体の傷害に基いて支払を受ける給付金は非課税です。

従って、正解は【2】です。

問 1 4

柴田さん（52歳）は、自身を記名被保険者として契約している自動車保険の契約更新案内（下記＜資料＞参照）について、FPの唐沢さんにアドバイスを求めた。唐沢さんが述べた次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、＜資料＞に記載のない特約については考慮しないものとする。

＜資料：自動車保険 契約更新のご案内＞

	前年同内容プラン	おすすめプランA	おすすめプランB
保険料（月払い）	××, ×××円	××, ×××円	××, ×××円
運転者年齢条件	35歳以上補償	35歳以上補償	年齢条件なし
運転者限定の有無	本人限定	家族限定	限定なし
対人賠償保険 （1名につき）	無制限	無制限	無制限
対物賠償保険	無制限	無制限	無制限
人身傷害保険 （1名につき）	付帯なし	付帯なし	5,000万円
車両保険	エコノミー型 （車対車+A） 保険金額：100万円	エコノミー型 （車対車+A） 保険金額：100万円	一般型 保険金額：100万円
	免責金額	免責金額	免責金額
	1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円	1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円	1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円

（ア）「柴田さんが車を駐車する際、誘導していた柴田さんの妻に誤って接触してケガを負わせた場合は、どのプランでも対人賠償保険による補償の対象になります。」

（イ）「前年同内容プランは、大雨による洪水で被保険自動車が水没した場合の車の損害も補償しています。」

（ウ）「運転免許証を取得した柴田さんの息子（同居で22歳）が被保険自動車を運転して対物事故を起こした場合、おすすめプランAであれば補償の対象になります。」

（エ）「おすすめプランBは、柴田さんが運転中に他車との接触事故でケガをした場合、過失割合にかかわらず柴田さんの治療費用等は補償の対象になります。」

【答え】

(ア)不適切×

対人賠償保険では、交通事故で他人を死傷させ賠償責任を負った場合が補償対象となります。運転者自身・父母・配偶者・子に対する損害に対しては、補償対象外です。

(イ)適切○

水没はエコノミー型・一般型の両方で補償対象です。

(ウ)不適切×

資料よりおすすめプラン A の運転年齢条件は 35 歳以上です。
22 歳の息子さんの事故は対象外です。

(エ)適切○

人身傷害補償保険は、被保険者に過失があっても、自動車事故における自己の過失部分も含め、保険金額を限度として損害額全額が支払い対象です。

【第5問】下記の（問15）～（問18）について解答しなさい。

問15

氷室さんはアパートを事業的規模で賃貸している青色申告者である。下記＜資料＞に基づき氷室さんが2020年分の確定申告をする際の不動産所得の計算方法に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

＜資料＞

[2020年中の収入]		
項目	金額	摘要
家賃収入	7,400,000円	家賃収入総額
敷金	160,000円	入居時に預かり、退去時に全額返還
礼金	160,000円	入居時に徴収し、返還を要しない
[2020年中の支出]		
項目	金額	摘要
アパートローン返済額	2,750,000円	元本部分 2,050,000円 利息部分 700,000円
減価償却費	1,200,000円	アパートの建物に係る減価償却費
固定資産税	280,000円	アパートの土地と建物に係るもの
その他必要経費	600,000円	
敷金返還	160,000円	退去時に返還をしたもの

（ア）氷室さんは、新規に入居した賃借人より敷金と礼金を受け取ったが、これは家賃ではないため不動産所得の計算上、両方とも収入金額に計上する必要はない。

（イ）アパートローンの返済金額は元本部分と利息部分の両方を必要経費として計上することができる。

（ウ）敷金を返還した場合、預かっていたものを返還しただけなので、必要経費に計上することはできない。

【答え】

(ア)不適切×

敷金・礼金も不動産収入に該当し、収入金額に計上します。

(イ)不適切×

ローンの返済金額では、元本部分を必要経費に算入することは出来ません。
利息部分のみ算入可能です。

(ウ)適切○

敷金は賃借者の家賃の滞納等のための担保としての預り金ですので、必要経費ではありません。

問 16

会社員の最上さんは、2020年3月末日に勤務先を退職した。最上さんの退職に係るデータが下記〈資料〉のとおりである場合、最上さんの退職一時金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、最上さんは、勤務先の役員であったことはなく、退職は障害者になったことに基因するものではない。

〈資料：最上さんの退職に係るデータ〉

支給される退職一時金	1,200万円
勤続期間	21年3ヵ月

1. 130万円
2. 165万円
3. 260万円
4. 330万円

【答え】

退職所得は

$$(\text{退職収入} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$$

退職所得控除の計算で、勤続年数が 20 年以上あった場合の計算方法は、
70 万円 $\times$ (勤続年数 - 20 年) + 800 万円です。

・退職所得の計算方法

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万 $\times$ 勤続年数 (最低 80 万円)
20 年超	70 万円 $\times$ (勤続年数 - 20 年) + 800 万円

* 勤続年数 1 年未満の端数は 1 年として切り上げます。

本問では勤続年数が 21 年 3 ヶ月ですので、22 年として考えます。

退職所得控除の計算で、勤続年数が 20 年以上あった場合の計算方法は、
70 万円 $\times$ (勤続年数 - 20 年) + 800 万円です。

退職所得控除額は

$$70 \text{ 万} \times (22 - 20) + 800 \text{ 万円} = 940 \text{ 万円}$$

$$(1,200 \text{ 万円} - 940 \text{ 万円}) \times 1/2 = 130 \text{ 万円}$$

従って、正解は【1. 130 万円】です。

問 17

個人事業主の有馬さんは、2020年9月にトラック（新車）を購入し、事業の用に供している。有馬さんのこのトラックの2020年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、トラックの取得価額は600万円、2020年中の事業供用月数は4ヵ月、耐用年数は5年とする。また、有馬さんは個人事業を開業して以来、車両についての減価償却方法を選択したことはない。

＜耐用年数表（抜粋）＞

法定耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率
5 年	0.200	0.400

1. 400,000円
2. 800,000円
3. 1,200,000円
4. 2,400,000円

【答え】

減価償却費とは、企業が設備投資などで購入した資産の支出を、長期的に分割し経費として支出することです。

減価償却の計算方法は、

- ・定率法…資産の経年により、経年時の価値によって一定の割合で減価償却を行う方法で、年々償却額は安くなる。
- ・定額法…毎年、一定額を計上する。

※計算方法を特に指定しない場合には定額法となる。

本問は計算方法の指定がないため定額法で計算を行います。

4ヶ月使用したトラック（取得価格 600 万円）を定額法で計算します。

$$600 \text{ 万円} \times 0.200 \times 4/12 = 40 \text{ 万円}$$

従って、正解は【1.400.000 円】です。

問 18

長岡さん（67歳）の2020年分の収入等は下記のとおりである。長岡さんの2020年分の所得税における総所得金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないこととし、総所得金額が最も少なくなるように計算すること。

<2020年分の収入等>

内容	金額
老齢厚生年金および企業年金	310万円
生命保険の満期保険金	250万円

※老齢厚生年金および企業年金は公的年金等控除額を控除する前の金額である。

※生命保険は、養老保険（保険期間20年、保険契約者および満期保険金受取人は長岡さん）の満期保険金であり、既払込保険料（長岡さんが全額負担している）は190万円である。なお、契約者配当については考慮しないこととする。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
		1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円

$$1. (310\text{万円} - 110\text{万円}) + (250\text{万円} - 190\text{万円}) = 260\text{万円}$$

$$2. (310\text{万円} - 110\text{万円}) + (250\text{万円} - 190\text{万円}) \times 1/2 = 230\text{万円}$$

$$3. (310\text{万円} - 110\text{万円}) + (250\text{万円} - 190\text{万円} - 50\text{万円}) = 210\text{万円}$$

$$4. (310\text{万円} - 110\text{万円}) + (250\text{万円} - 190\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2 = 205\text{万円}$$

【答え】

総所得の計算では、総合課税の所得を計算した合計です。

本問では ・老齢厚生年金 310 万円…雑所得
生命保険の満期保険金 250 万円…一時所得

雑所得の計算は公的年金とその他の雑所得を分けて計算する。

公的年金等の雑所得…国民年金、厚生年金等の公的年金と国民年金基金、厚生年金基金、確定拠出年金等の年金

その他の雑所得…生命保険等の個人年金保険(毎年受け取る場合)、講演料や作家以外の原稿料等

・公的年金の雑所得の計算は収入から公的年金等控除を引いたものとなる。

公的年金の雑所得=収入額-公的年金等控除額

67 歳の長岡さんの場合、控除額は 110 万円です。

310 万円-110 万円=200 万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
		1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円

・一時所得

一時所得の金額=総収入金額 - その収入を得るために支出した金額-特別控除額
(最高 50 万円)

※総所得に算入する際は 1/2 を合算する

生命保険の既払い込み保険料は 190 万円ですので、
 $250 \text{ 万円} - 190 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円} = 10 \text{ 万円}$

総所得算入金額は 5 万円

従って総所得金額は
 $200 \text{ 万円} + 5 \text{ 万円} = 205 \text{ 万円}$

従って、正解は【4】です。

【第6問】下記の（問19）～（問22）について解答しなさい。

問19

木内さんは、父の相続が開始した後の手続き等について、FPで税理士でもある高倉さんに質問をした。下記の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

木内さん：「相続発生後の手続きについて教えてください。」

高倉さん：「相続人は、相続の開始があったことを知った時から、原則として（ア）以内に、相続について単純承認、限定承認、相続放棄のうちいずれかを選びます。その期間内に限定承認も相続放棄もしない場合は、単純承認したものとみなされます。」

木内さん：「限定承認や相続放棄をする場合はどうするのですか。」

高倉さん：「（イ）にその旨の申述を行います。」

木内さん：「被相続人の子どもが相続権を失うことはあるのでしょうか。」

高倉さん：「欠格や廃除によって相続権を失うことがあります。」

木内さん：「その場合、欠格や廃除により相続権を失った人の子どもに代襲相続は認められますか。」

高倉さん：「（ウ）。」

<語群>

- | | | |
|-----------|------------|----------|
| 1. 3ヵ月 | 2. 4ヵ月 | 3. 10ヵ月 |
| 4. 所轄税務署長 | 5. 地方裁判所 | 6. 家庭裁判所 |
| 7. 認められます | 8. 認められません | |

【答え】

(ア) 相続があったことを知った日から **3 ヶ月以内**に、限定承認もしくは相続放棄、いずれも選択しなかった場合には単純承認となります。

(イ) 限定承認を選択する場合には、3 ヶ月以内に**家庭裁判所**へ相続人全員で、申述をしなければいけません。 また、相続放棄の場合には単独で可能です。

(ウ) 相続人が**欠格、廃除**になっている場合は、その**相続人の子が代わって(代襲して) 相続人**となります。

従って、正解は【(ア)1. 3 ヶ月 (イ)6. 家庭裁判所 (ウ)7. 認められます】です。

問 2 0

相続税における「小規模宅地等の評価減の特例」に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合
特定事業用宅地等※	4 0 0 m ²	(ア) %
特定同族会社事業用宅地等		
特定居住用宅地等	3 3 0 m ²	(イ) %
貸付事業用宅地等※	2 0 0 m ²	

※特定事業用宅地等と貸付事業用宅地等については、一定の場合に該当しない限り、相続開始前（ウ）年以内に新たに（貸付）事業の用に供された宅地等を除く。

1. （ア）5 0 （イ）8 0 （ウ）3
2. （ア）8 0 （イ）5 0 （ウ）1
3. （ア）8 0 （イ）5 0 （ウ）3
4. （ア）5 0 （イ）8 0 （ウ）1

【答え】

【適用対象宅地、面積、減額割合】

区分	要件	面積	割合	備考
特定居住用宅地	被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族	330 m ²	80%	特定居住用と特定事業用の併用では730 m ² まで適用可
特定事業用宅地	被相続人の事業用で、取得者が一定の親族	400 m ²	80%	相続税申告まで事業を引き継ぐ
貸付事業用宅地	不動産貸付用の宅地（賃貸マンション等）	200 m ²	50%	相続税申告期限までに譲渡した場合は除く

(ア) 特定事業用・居住用宅地での減額割合は 80% となります。

(イ) 貸付事業用宅地での減額割合は 50% です。

(ウ) 相続開始前 3 年以内に新たに事業用とした宅地は適用対象外となります。

従って、正解は【3. (ア) 80 (イ) 50 (ウ) 3】です。

問 2 1

下記の相続事例（2020年7月15日相続開始）における相続税の課税価格の合計額を計算しなさい。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額＞

土地：1,200万円（「小規模宅地等の評価減の特例」適用後）

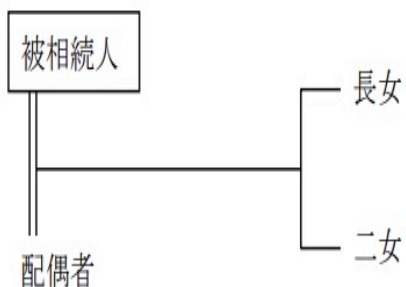
建物：700万円

現預金：1,000万円

死亡保険金：3,000万円（生命保険金等の非課税限度額控除前）

債務および葬式費用：400万円

＜相続人関係図＞



※「小規模宅地等の評価減の特例」の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金はすべて被相続人の配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

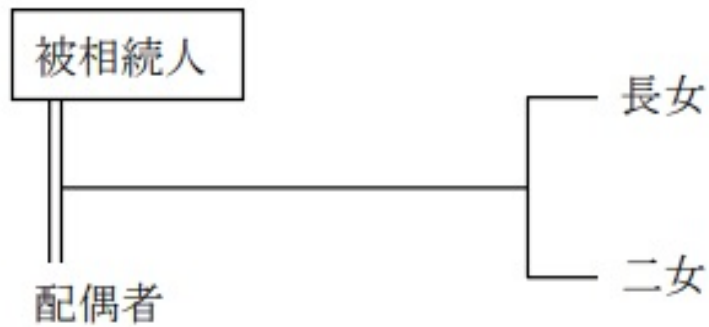
※相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もない。

※債務および葬式費用は被相続人の配偶者がすべて負担している。

【答え】

資料より死亡保険金については、非課税控除前の価格となっているので、
死亡保険金の非課税限度額=500万円×法定相続人

＜相続人関係図＞



本問では法定相続人は配偶者、子2人の計3人です。

500万円×3=1,500万円

死亡保険金の課税価格は

3,000万円-1,500万円=1,500万円

1,200万円+700万円+1,000万円+1,500万円-400万円=4,000万円

従って、正解は【4,000万円】です。

問 2 2

杉山さん（55歳）は、2020年4月に夫から居住用不動産（財産評価額2,650万円）の贈与を受けた。杉山さんが贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合の2020年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、2020年においては、このほかに贈与はないものとする。また、納付すべき贈与税額が最も少なくなるように計算すること。

<贈与税の速算表>

（イ）20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

（ロ）上記（イ）以外の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

1. 4万円
2. 78万円
3. 97万円
4. 135万円

【答え】

贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合には、最高 2,000 万円までが控除となり、更に、基礎控除の 110 万円と併用が可能で合計 2,110 万円まで控除できます。

2,650 万円の贈与を受けたので、
2,650 万円-2,110 万円=540 万円

速算表より、配偶者からの贈与なので(ロ)を使用します。

(ロ) 上記(イ)以外の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

540 万円×30%-65 万円=97 万円

従って、正解は【3.97 万円】です。

【第7問】下記の（問23）～（問25）について解答しなさい。

＜永井家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
永井 達樹	本人	1971年 8月 1日	会社員
恵	妻	1973年12月 6日	パートタイマー
穂乃花	長女	2003年 9月11日	高校生

＜永井家のキャッシュフロー表＞

（単位：万円）

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦（年）			2019	2020	2021	2022	2023
家族構成／ 年齢	永井 達樹	本人	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳
	恵	妻	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳
	穂乃花	長女	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
ライフイベント		変動率	穂乃花 高校入学	住宅の リフォーム		穂乃花 大学入学	
収入	給与収入（夫）	1%	510		（ア）		
	給与収入（妻）	0%	100	100	100	100	100
	収入合計	－	610				
支出	基本生活費	2%	328	335			
	住居費	－	138	138	138	138	138
	教育費	－	70	50	80	180	80
	保険料	－	38	38	35	35	35
	一時的支出	－		200			
	その他支出	1%	10	10	10	10	10
	支出合計	－	584	771			
年間収支		－	26		16	▲86	13
金融資産残高		1%	682			474	（イ）

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2019年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問 2 3

永井家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

<永井家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2019	2020	2021	2022	2023
家族構成／ 年齢	永井 達樹	本人	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳
	恵	妻	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳
	穂乃花	長女	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
ライフイベント		変動率	穂乃花 高校入学	住宅の リフォーム		穂乃花 大学入学	
収入	給与収入(夫)	1%	510		(ア)		
	給与収入(妻)	0%	100	100	100	100	100
	収入合計	—	610				
支出	基本生活費	2%	328	335			
	住居費	—	138	138	138	138	138
	教育費	—	70	50	80	180	80
	保険料	—	38	38	35	35	35
	一時的支出	—		200			
	その他支出	1%	10	10	10	10	10
	支出合計	—	584	771			
年間収支		—	26		16	▲86	13
金融資産残高		1%	682			474	(イ)

(ア)資料より、給与収入は基準年 510 万円、変動率 1%

2 年後の給与収入を求めるには年利 1%を 2 年間複利計算することで求めます。

複利計算の計算式

元金×(1+利率)^{N 乗}

510 万円×(1+1%)²

※電卓での計算は、まず(1+0.01)を計算し 1.01。

×を 2 回=を年数-1 回

1.01××=1.0201

5,100,000×1.0201=5,202,510

問題文の記述より万円未満を四捨五入により、520 万円

従って、正解は【5,200,000】です。

問 2 4

永井家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

<永井家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2019	2020	2021	2022	2023
家族構成／ 年齢	永井 達樹	本人	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳
	恵	妻	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳
	穂乃花	長女	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
ライフイベント		変動率	穂乃花 高校入学	住宅の リフォーム		穂乃花 大学入学	
収入	給与収入(夫)	1%	510		(ア)		
	給与収入(妻)	0%	100	100	100	100	100
	収入合計	—	610				
支出	基本生活費	2%	328	335			
	住居費	—	138	138	138	138	138
	教育費	—	70	50	80	180	80
	保険料	—	38	38	35	35	35
	一時的支出	—		200			
	その他支出	1%	10	10	10	10	10
	支出合計	—	584	771			
年間収支		—	26		16	▲86	13
金融資産残高		1%	682			474	(イ)

(イ)金融資産残高は前年の資産残高を変動率で計算し、翌年の年間収支と合算します。

まず、変動率をかけた3年の金融資産残高

複利計算の計算式

元金×(1+利率)^N乗

474万円×(1+1%)

※電卓での計算は、まず(1+0.01)を計算し1.01。

4,740,000円×1.01=4,787,400円

4,787,400円+130,000円=4,917,400円

問題文の記述より万円未満を四捨五入により、492万円

従って、正解は【4,920,000円】です。

問 2 5

永井さんは、今後の教育費の負担が気になり、日本政策金融公庫の教育一般貸付（以下「国の教育ローン」という）について調べてみた。国の教育ローンに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 貸付金利は、返済期間中の長期金利に連動する変動金利である。
2. 海外留学資金以外の融資限度額は、学生・生徒1人につき550万円である。
3. 申込人は、学生本人であり、学生本人の保護者が申込人となることはできない。
4. 利用条件として、子どもの人数に応じた世帯年収の上限額が設けられている。

【答え】

1. 不適切

教育一般貸付は**固定金利**です。

2. 不適切

日本政策金融公庫の教育一般貸付の融資限度額は、学生・生徒1人につき **350**万円(1年以上の海外留学の場合は **450**万円)以内です。

3. 不適切

日本学生支援機構の貸与型奨学金の**貸付対象者は学生・生徒本人**です。申し込み時期は、年度ごとに決められた時期で、学校を通して**学生本人かその保護者**が申し込みます。

4. 適切

奨学金制度は、経済的に困難な学生を支援するためのものなので、親の収入が**一定額以下の場合**に適用対象です。

従って、正解は【4】です。

【第8問】下記の（問26）～（問28）について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

〔係数早見表（年利1.0%）〕

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 2 6

広尾さんは、老後の旅行用資金として、毎年年末に100万円を受け取りたいと考えている。受取期間を15年間とし、年利1.0%で複利運用をした場合、受取り開始年の初めにいくら資金があればよいか。

【答え】

将来の一定期間にわたって一定金額を受取るために必要な元本を求めるには年
金現価係数を用います。

毎年の目標額×年金現価係数=必要な元金

毎年年末に100万円を受け取りたい

受取期間を15年間

年利1.0%

受取り開始年の初めにいくらの資金があればよいか。

100万円×13.865=13,865,000円

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこと
とし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

〔係数早見表（年利1.0%）〕

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

従って、正解は【13,865,000円】です。

問 27

杉野さんは、現在、老後の生活資金として2,000万円を保有している。これを25年間、年利1.0%で複利運用しながら毎年1回、年末に均等に取り崩すこととした場合、毎年年末に取り崩すことができる最大金額はいくらになるか。

【答え】

現在の一定額を一定期間で**取崩した**場合の毎年の受取額を求めるには**資本回収係数**です。

元金×資本回収係数=毎年の受け取り金額

2,000万円を保有している。

25年間、年利1.0%で複利運用

毎年年末に取り崩すことができる最大金額はいくらか。

2,000万円×0.045=900,000円

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

【係数早見表（年利1.0%）】

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

従って、正解は【900,000円】です。

問 28

工藤さんは、退職後は地方でゆっくり暮らすことを希望しており、そのための資金として、10年後に2,000万円を準備したいと考えている。10年間、年利1.0%で複利運用する場合、現在いくら資金があればよいか。

【答え】

一定期間後に一定金額に達するために必要な元本を求めるには、**現価係数**を用います。

現価係数 目標額×現価係数=必要な元金

10 年後に 2,000 万円を準備したい

10 年間、年利 1.0%で複利運用

現在いくらの資金があればよいか。

2,000 万円×0.905=18,100,000 円

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

〔係数早見表（年利1.0%）〕

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

従って、正解は【18,100,000 円】です。

【第9問】下記の（問29）～（問34）について解答しなさい。

<設例>

井川翔太さんは、民間企業に勤務する会社員である。翔太さんと妻の彩香さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある山根さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2020年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
井川 翔太	本人	1985年12月22日	34歳	会社員（正社員）
彩香	妻	1986年 8月16日	34歳	会社員（派遣社員）
結衣	長女	2015年 1月 9日	5歳	保育園児

[収入金額（2019年）]

翔太さん：給与収入420万円。給与収入以外の収入はない。

彩香さん：給与収入280万円。給与収入以外の収入はない。

[自宅]

賃貸マンションに居住しており、家賃は月額8万円（管理費込み）である。

マイホームとして販売価格3,500万円（うち消費税150万円）のマンションを購入する予定である。

[金融資産（時価）]

翔太さん名義

銀行預金（普通預金）：50万円

銀行預金（定期預金）：300万円

彩香さん名義

銀行預金（普通預金）：50万円

銀行預金（定期預金）：150万円

[負債]

翔太さん名義

自動車ローン：返済月額1.8万円

[保険]

収入保障保険A：年金月額15万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は翔太さん、年金受取人は彩香さんである。

問 29

井川さん夫婦は、2020年10月にマンションを購入する予定である。井川さん夫婦が＜設例＞のマンションを購入する場合の販売価格のうち、土地（敷地の共有持分）の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は10%とし、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

【答え】

[自宅]

賃貸マンションに居住しており、家賃は月額8万円（管理費込み）である。

マイホームとして販売価格3,500万円（うち消費税150万円）のマンションを購入する予定である。

資料より、マンションの購入価格は3,500万円（消費税150万円）です。

土地には消費税がかからないため、消費税の150万円は建物のみの消費税となります。

税率は10%で購入しておりますので、建物の税抜価格は
 $150 \text{ 万円} \div 10\% = 1,500 \text{ 万円}$

土地の価格は

$3,500 \text{ 万円} - 1,500 \text{ 万円} = 1,850 \text{ 万円}$

従って、正解は【1,850万円】です。

問 3 0

翔太さんはマンションの購入に当たり、夫婦での住宅ローンの借入れを検討しており、FPの山根さんに質問をした。山根さんが行った次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「連帯保証方式である収入合算を利用すると、夫婦の収入を合算して1つの住宅ローンを契約するため、翔太さんが単独で住宅ローンを契約する場合と比べて、借入金額を増やすことができます。」
2. 「ペアローンは夫婦それぞれが住宅ローンを契約するため、一定の要件を満たせば、翔太さんと彩香さんは二人とも住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けることができます。」
3. 「自動車ローンを完済すると、借入可能額が増える可能性があります。」
4. 「連帯保証方式である収入合算で住宅ローンを契約した場合、翔太さんと彩香さんは二人とも団体信用生命保険を付保することができます。」

【答え】

1. 適切

収入合算では、債務者以外の収入のある親族の収入も債務者の収入として合算でき、合算した元金で住宅ローンの借り入れが可能です。(借り入れられる金額が大きくなる。)

2. 適切

ペアローンでは、夫婦がそれぞれに連帯保証人となり、お互いに債務者として住宅ローンの契約が可能です。

住宅ローン控除もそれぞれに適用可能です。

3. 適切

総量規制により、個人が貸金業者から借りることが出来る貸付限度額は年収の1/3と決まっています。

自動車ローンを完済することで借り入れ可能額が増える可能性があります。

4. 不適切

収入合算では、債務者以外の収入のある親族の収入も債務者の収入として合算でき、合算した元金で住宅ローンの借り入れが可能です。(借り入れられる金額が大きくなる。)

住宅ローン控除は連帯保証型では主債務者のみです。
主債務者のみ団体信用生命保険を付保できます。

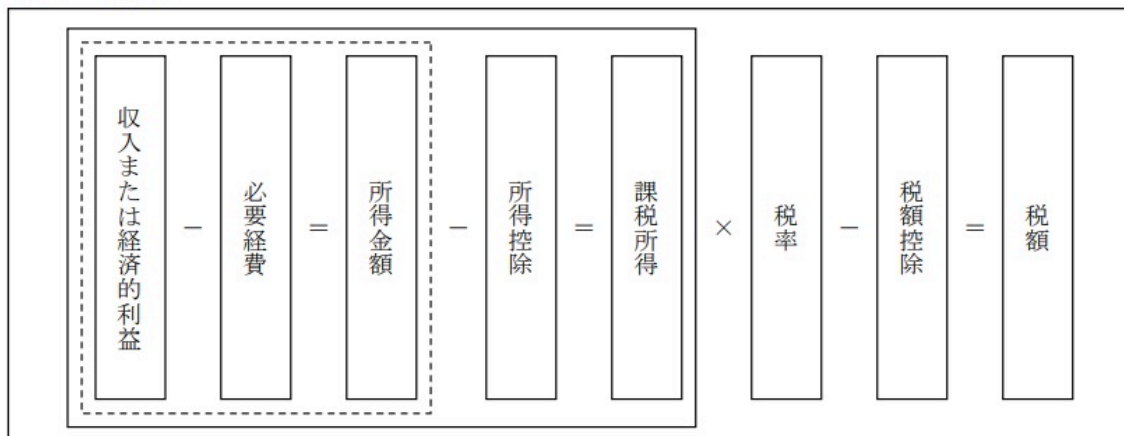
連帯債務型では連帯債務者も適用可能です。

従って、正解は【4】です。

問 3 1

F P の山根さんは、個人に対する所得税の仕組みについて翔太さんから質問を受けた。山根さんが下記＜イメージ図＞を使用して行った所得税に関する次の（ア）～（エ）の説明のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

＜イメージ図＞



（出所：財務省「所得税の基本的な仕組み」）

（ア）「翔太さんが収入保障保険の保険料を支払ったことにより受けられる生命保険料控除は、所得控除として、一定金額を所得金額から差し引くことができます。」

（イ）「翔太さんが結衣さんの医療費を支払ったことにより受けられる医療費控除は、所得控除として、一定金額を所得金額から差し引くことができます。」

（ウ）「翔太さんが住宅ローンを組んでマンションを購入したことにより受けられる住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）は、税額控除として、一定金額を所得税額から差し引くことができます。」

（エ）「翔太さんがふるさと納税をしたことにより受けられる寄附金控除は、税額控除として、一定金額を所得税額から差し引くことができます。」

【答え】

1. 適切

所得控除は、医療費の支出があった場合の医療費控除や、家族の社会保険料を払った際の社会保険料控除、生命保険料の支出に対する生命保険料控除などが該当し、所得税額から控除されます。

2. 適切

所得控除は、医療費の支出があった場合の医療費控除や、家族の社会保険料を払った際の社会保険料控除、生命保険料の支出に対する生命保険料控除などが該当し、所得税額から控除されます。

3. 適切

住宅ローン控除は税額控除です。

所得税から控除し、控除しきれない分は住民税から控除されます。

4. 不適切

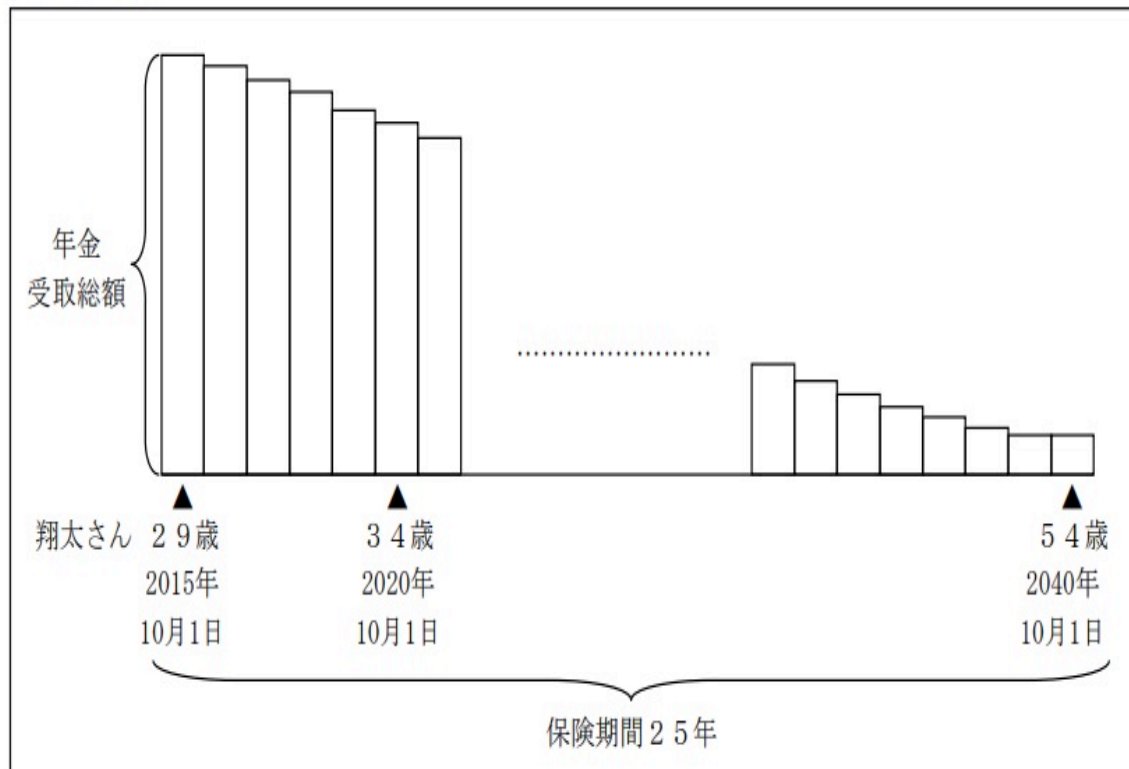
ふるさと納税は寄附金控除となりますので税額控除ではなく、所得控除の対象です。

従って、正解は【4】です。

問 3 2

翔太さんは、契約中の収入保障保険Aの保障額について、FPの山根さんに質問をした。山根さんが説明の際に使用した下記＜イメージ図＞を基に、2020年10月1日に翔太さんが死亡した場合に支払われる年金総額として、正しいものはどれか。なお、年金は毎月受け取るものとする。

＜イメージ図＞



【答え】

〔保険〕

収入保障保険A：年金月額15万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は翔太さん、年金受取人は彩香さんである。

収入保障保険とは

- ・被保険者が高度障害・死亡した場合に保険金が遺族へ年金形式で毎月（毎年）受け取れる定期保険
- ・被保険者の死亡時から満期までの期間に応じて保険金が支払われます。
- ・保険金額が経過年数とともに逓減していく（長く生きるほど保険金額が減る）
- ・保険金は年金受取と一時金受取は選択できるが受取総額は年金受取が一時金受取を上回ります。
- ・一般的に保険料は、定期保険より安いです。

月額15万円受け取れる収入保障保険を34歳で亡くなった場合、残りの保険期間は20年残っています。

$$20 \times 12 = 240 \text{ 月}$$

$$15 \text{ 万円} \times 240 \text{ 月} = 3,600 \text{ 万円}$$

従って、正解は【3,600万円】です。

問 3 3

彩香さんは、出産のために仕事を休んだ場合に支給される出産手当金や、産前産後休業中の社会保険料の取扱いについて、F P の山根さんに質問をした。出産手当金および産前産後休業中の社会保険料に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、彩香さんは、会社に就職してから継続して全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者であり、かつ厚生年金保険の被保険者であるものとする。

協会けんぽの被保険者が出産のために仕事を休み、給与の支払いを受けられなかった場合、出産手当金が支給されます。支給されるのは、出産の日以前（***）日から出産の日後（ a ）日までの間において、仕事を休んだ日数分となります。出産手当金の額は、休業1日について、支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額を30で除した額の（ b ）相当額となります。

産前産後休業期間中の健康保険および厚生年金保険の保険料については、事業主の申出により（ c ）が免除されます。また、この免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、（ d ）として扱われます。

※問題作成の都合上、一部を***としている。

（ア）空欄（a）にあてはまる語句は「56」である。

（イ）空欄（b）にあてはまる語句は「4分の3」である。

（ウ）空欄（c）にあてはまる語句は「被保険者負担分および事業主負担分」である。

（エ）空欄（d）にあてはまる語句は「保険料の未納期間」である。

【答え】

(ア)適切○

出産手当金は出産のため、十分な給与が受けられない場合、出産前42日間、**出産後56日間**のうち、仕事を休んだ日数分の金額が支給される。

(イ)不適切×

1日の支給額 $\frac{\text{支給開始前12ヶ月間の各月の標準月額報酬を平均した額}}{\div 30 \text{ 日}} \times \frac{2}{3}$

(ウ)適切○

産前産後休業中の厚生年金保険料は被保険者負担分だけでなく、**事業者負担分も免除の対象**です

(エ)不適切×

産前産後休業中の免除期間は、保険料納付期間に**算入**されます。

問 3 4

彩香さんは、翔太さんが死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの山根さんに相談をした。仮に翔太さんが在職中の2020年10月に34歳で死亡した場合、翔太さんの死亡時点において彩香さんが受け取ることができる遺族給付の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、翔太さんは、大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険の被保険者であったものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

1. 遺族基礎年金＋遺族厚生年金
2. 遺族基礎年金＋遺族厚生年金＋中高齢寡婦加算
3. 遺族基礎年金＋中高齢寡婦加算
4. 遺族厚生年金＋中高齢寡婦加算

【答え】

遺族基礎年金の支給要件

- ・被保険者が死亡した場合
- ・被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上ある者が死亡したとき。(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が加入期間の 3 分の 2 以上あること。)

対象者

死亡した者によって生計を維持されていた、**子のある配偶者・子**

遺族厚生年金の支給要件

- ・被保険者が死亡した場合
- ・被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上ある者が死亡したとき。(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が加入期間の 3 分の 2 以上あること。)

遺族厚生年金を受給できる遺族の範囲は、妻、子、孫、および 55 歳以上の夫、父母、祖父母となっています。

厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、**子のない 40 歳以上から 65 歳になる前(中高齢の時期)までの妻**の遺族厚生年金には、**中高齢寡婦加算額(有期年金)**が**加算支給**されます。大前提として、遺族厚生年金を受け取っていることが必要です。

〔家族構成〕

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
井川 翔太	本人	1985年12月22日	34歳	会社員（正社員）
彩香	妻	1986年 8月16日	34歳	会社員（派遣社員）
結衣	長女	2015年 1月 9日	5歳	保育園児

本問の場合、彩香さんは翔太さんに生計維持されていた、**子のある配偶者**であり、翔太さんは**厚生年金にも加入**していたので、遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給が可能です。

従って、正解は【1】です。

【第10問】下記の（問35）～（問40）について解答しなさい。

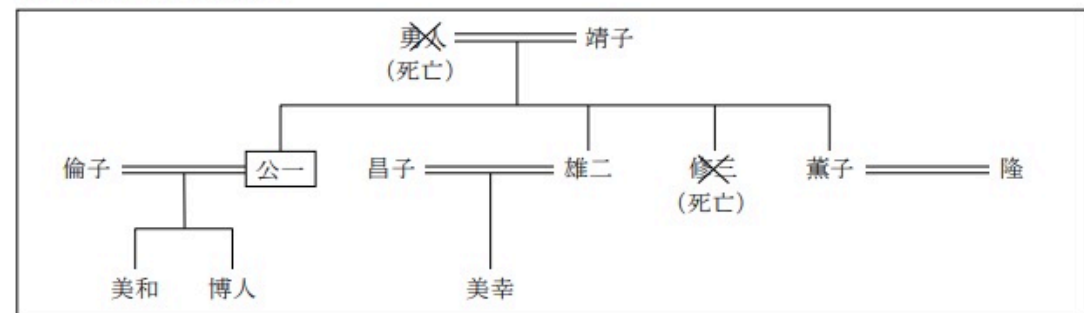
＜設例＞
物品販売業（青山商店）を営む自営業者の青山公一さん（青色申告者）は、今後の生活のことや事業のことなどに関して、FPで税理士でもある宇野さんに相談をした。なお、下記のデータは2020年9月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
青山 公一	本人	1966年 5月23日	54歳	自営業
倫子	妻	1968年11月30日	51歳	パートタイマー（注1）
美和	長女	1999年 7月27日	21歳	大学生
博人	長男	2005年 9月12日	14歳	中学生

注1：倫子さんは株式会社PW工業に勤務している。

II. 青山家の親族関係図



III. 青山家（公一さんと倫子さん）の財産の状況

〔資料1：保有資産（時価）〕（単位：万円）

	公一	倫子
金融資産		
預貯金等	1,870	560
投資信託	230	
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
事業用資産（不動産以外）（注2）		
商品・備品等	460	
不動産		
土地（店舗兼自宅の敷地）	2,000	
建物（店舗兼自宅の家屋）	1,740	
その他（動産等）	200	100

注2：記載以外の事業用資産（不動産以外）については考慮しないこと。

[資料2：負債残高]

住宅ローン：2,780万円（債務者は公一さん。団体信用生命保険付き）

事業用借入：5,320万円（債務者は公一さん）

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額
定期保険A	公一	公一	倫子	2,000	—
定期保険特約付終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分）	公一	公一	倫子	200 2,000	120 —
終身保険C	公一	公一	倫子	800	430
終身保険D	公一	倫子	公一	200	180
終身保険E	倫子	公一	倫子	300	50

注3：解約返戻金相当額は、現時点（2020年9月1日）で解約した場合の金額である。

注4：終身保険Cには、主契約とは別に保険金額800万円の災害割増特約が付加されている。

注5：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注6：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. 2020年分の公一さん（青山商店）の損益計算書（一部）

損益計算書

科 目		金額（円）	科 目		金額（円）
売上原価	売上（収入）金額 （雑収入を含む）	① 37,890,000	各種引当金・準備金等	貸倒引当金	③④ 0
	期首商品棚卸高	② 2,704,000			③⑤
	仕入金額	③ 20,960,000			③⑥
	小計	④ 23,664,000		計	③⑦ 0
	期末商品棚卸高	⑤ 2,214,000		専従者給与	③⑧ 0
	差引原価	⑥ 21,450,000		貸倒引当金	③⑨ 0
差引金額		⑦ 16,440,000	繰入額等		④⑩
経費	減価償却費	⑧ 760,000			④⑪
	利子割引料	⑨ 140,000		計	④⑫
	貸倒金	⑩ 0		青色申告特別控除前の所得金額	④⑬ 11,650,000
	省 略			青色申告特別控除額	④⑭ 650,000
	雑 費	⑪ 60,000		所 得 金 額	④⑮ 11,000,000
	計	⑫ 4,790,000			
差引金額		⑬ 11,650,000			

V. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問 3 5

F P の宇野さんは、まず現時点（2 0 2 0 年 9 月 1 日）における青山家（公一さんと倫子さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）に入る金額として正しいものはどれか。

<青山家（公一さんと倫子さん）のバランスシート>

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産			
預貯金等	×××	住宅ローン	×××
投資信託	×××	事業用借入	×××
生命保険（解約返戻金相当額）	×××		
事業用資産（不動産以外）		負債合計	×××
商品・備品等	×××		
不動産			
土地（店舗兼自宅の敷地）	×××	[純資産]	（ ア ）
建物（店舗兼自宅の家屋）	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

1. ▲ 1 6 0 万円
2. ▲ 2 6 0 万円
3. ▲ 8 2 0 万円
4. ▲ 9 4 0 万円

【答え】

総資産を求める場合には**資産合計額-負債合計額**で求められます。

[資料1：保有資産（時価）]

（単位：万円）

	公一	倫子
金融資産		
預貯金等	1,870	560
投資信託	230	
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
事業用資産（不動産以外）（注2）		
商品・備品等	460	
不動産		
土地（店舗兼自宅の敷地）	2,000	
建物（店舗兼自宅の家屋）	1,740	
その他（動産等）	200	100

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険 契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
定期保険A	公一	公一	倫子	2,000	—
定期保険特約付終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分）	公一	公一	倫子	200 2,000	120 —
終身保険C	公一	公一	倫子	800	430
終身保険D	公一	倫子	公一	200	180
終身保険E	倫子	公一	倫子	300	50

資産合計は、預貯金 1,870 万円+560 万円+投資信託 230 万円+商品・備品 460 万円+土地 2,000 万円+建物 1,740 万円+その他 200 万円+100 万円+生命保険解約返戻金 120 万円+430 万円+180 万円+50 万円=**7,940 万円**

[資料2：負債残高]

住宅ローン：2,780 万円（債務者は公一さん。団体信用生命保険付き）

事業用借入：5,320 万円（債務者は公一さん）

※住宅ローンの団体信用生命保険は、**債務者が死亡・高度障害の場合**には保険料を保険会社がローン会社へ支払いを行います。

負債合計は、住宅ローン 2,780 万円+事業用借入 5,320 万円=**8,100 万円**

7,940 万円-8,100 万円=▲160 万円

従って、正解は【1. ▲160 万円】です。

問 3 6

公一さんは、現在加入している生命保険で十分な保障を得られるのか心配している。そこで、自分が交通事故等の不慮の事故で死亡した場合に支払われる死亡保険金と預貯金等で負債を全額返済した場合に、預貯金等がいくら残るのか、FPの宇野さんに試算してもらうことにした。この試算に関する宇野さんの次の説明の空欄（ア）に入る金額として、正しいものはどれか。なお、公一さんが保有している投資信託は含めずに計算すること。

「現時点（2020年9月1日）で公一さんが交通事故等の不慮の事故で死亡した場合、公一さんの死亡により支払われる死亡保険金と青山家（公一さんと倫子さん）が保有する預貯金等の合計額から、返済すべき債務の全額を差し引いた金額は（ア）になります。」

1. 430万円
2. 780万円
3. 2,410万円
4. 3,210万円

【答え】

公一さんが交通事故で亡くなってしまった場合、被保険者を公一さんとした生命保険の支払いを受けられます。

従って、定期保険 A・B、終身保険 C・E の受給が可能です。

[資料 3 : 生命保険]

(単位 : 万円)

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額
定期保険 A	公一	公一	倫子	2,000	—
定期保険特約付終身保険 B (終身保険部分) (定期保険部分)	公一	公一	倫子	200 2,000	120 —
終身保険 C	公一	公一	倫子	800	430
終身保険 D	公一	倫子	公一	200	180
終身保険 E	倫子	公一	倫子	300	50

注 3 : 解約返戻金相当額は、現時点 (2020 年 9 月 1 日) で解約した場合の金額である。

注 4 : 終身保険 C には、主契約とは別に保険金額 800 万円の災害割増特約が付加されている。

注 5 : すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注 6 : 契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

定 A:2,000 万円+定 B:200 万円+2,000 万円+終 C:800 万円+800 万円+終 E:300 万円=6,100 万円

[資料 1 : 保有資産 (時価)]

(単位 : 万円)

	公一	倫子
金融資産		
預貯金等	1,870	560
投資信託	230	
生命保険 (解約返戻金相当額)	[資料 3]を参照	[資料 3]を参照
事業用資産 (不動産以外) (注 2)		
商品・備品等	460	
不動産		
土地 (店舗兼自宅の敷地)	2,000	
建物 (店舗兼自宅の家屋)	1,740	
その他 (動産等)	200	100

公一さん、倫子さんの預貯金の合計は 1,870 万円+560 万円の 2,430 万円です。

従って、生命保険の死亡保険金と預貯金等の合計は、

6,100 万円+2,430 万円=8,530 万円

[資料2：負債残高]

住宅ローン：2,780万円（債務者は公一さん。団体信用生命保険付き）

事業用借入：5,320万円（債務者は公一さん）

※住宅ローンの団体信用生命保険は、**債務者が死亡・高度障害の場合**には保険料を**保険会社がローン会社へ支払いを行います**。

従って、負債合計は事業用借入の5,320万円のみです。

$8,530 \text{ 万円} - 5,320 \text{ 万円} = 3,210 \text{ 万円}$

従って、正解は【4. 3,210万円】です。

問 3 7

下記＜資料＞は、公一さんおよび青山商店の P T 銀行（日本国内に本店のある普通銀行）における金融資産残高である。この時点で P T 銀行が破綻した場合、公一さんが P T 銀行に保有している＜資料＞の金融資産のうち、預金保険制度によって保護される金額の上限額として、正しいものはどれか。なお、預金利息については考慮しないこと。また、公一さんおよび青山商店は、P T 銀行からの借入れはない。

＜資料＞

[名義：青山公一]

普通預金：1 1 0 万円（決済用預金ではない）

定期預金：3 4 0 万円

外貨預金：2 2 0 万円

[名義：青山商店 青山公一]

当座預金：1 2 0 万円

定期預金：5 0 0 万円

1. 1, 0 0 0 万円
2. 1, 0 7 0 万円
3. 1, 1 2 0 万円
4. 1, 2 9 0 万円

【答え】

預金保険制度による保護対象の預金として、普通預金・定期預金・当座預金・貯蓄預金・通知預金等 ※その他 定期集金・掛金・元本補填契約のある金銭信託・金融債(保護預り専用に限る)などがあります。

※確定拠出年金制度で運用されている預金も、普通預金などと同様に、預金商品は預金保険制度による保護の対象となります。

対象外の預金は、外貨預金・譲渡性預金・オフショア預金・無記名預金等は対象外となり、投資信託も預金とは扱いません。

利息のつかない決済用預金は全額保護です。

決済用預金でない場合(利息ありの預金)には、保護金額は 1,000 万円とその利子までとなります。

また、個人事業主が事業用と個人の預金を分けていたとしても同一人物の預金として扱います。

<資料>

[名義：青山公一]

普通預金：110万円(決済用預金ではない)

定期預金：340万円

外貨預金：220万円

[名義：青山商店 青山公一]

当座預金：120万円

定期預金：500万円

資料より、当座預金は利息のつかない決済用口座です。従って120万円全額保護です。

その他の口座は1,000万円までの保護となります。

普通:110万円+定期:340万円+500万円=950万円

1,000万円以下となり全額保護です。

保護される金額

120万円+950万円=1070万円

従って、正解は【2.1070万円】です。

問 3 8

公一さんの 2 0 2 0 年分の所得税の計算に際して適用を受けることができる配偶者控除および扶養控除に関する F P の宇野さんの説明の空欄（ア）、（イ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、2 0 2 0 年における倫子さんの所得は給与所得 3 0 万円ののみであり、美和さんと博人さんには申告すべき所得はないものとする。

「2 0 2 0 年分の公一さんの所得税の計算において適用を受けることができる配偶者控除の金額は（ア）です。一方、扶養控除の金額は（イ）です。」

<配偶者控除額（所得税）の早見表>

納税者の合計所得金額	9 0 0 万円以下	9 0 0 万円超 9 5 0 万円以下	9 5 0 万円超 1, 0 0 0 万円以下
控除対象配偶者	3 8 万円	2 6 万円	1 3 万円
老人控除対象配偶者	4 8 万円	3 2 万円	1 6 万円

<語群>

1. 0 円 2. 3 8 万円 3. 4 8 万円 4. 6 3 万円
5. 7 6 万円 6. 1 0 1 万円

【答え】

(ア)配偶者控除では納税者と生計を一にする配偶者で、
 ・配偶者の合計所得金額が 38 万円以下(年収 103 万円以下)
 ・納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下
 の場合に適用されます。

Ⅳ. 2020 年分の公一さん（青山商店）の損益計算書（一部）

損益計算書

科 目		金額（円）		科 目		金額（円）	
売上原価	売上（収入）金額 （雑収入を含む）	①	37,890,000	各種引当金・準備金等	貸倒引当金	㉔	0
	期首商品棚卸高	②	2,704,000			㉕	
	仕 入 金 額	③	20,960,000			㉖	
	小 計	④	23,664,000		計	㉗	0
	期末商品棚卸高	⑤	2,214,000		専従者給与	㉘	0
	差 引 原 価	⑥	21,450,000		貸倒引当金	㉙	0
	差 引 金 額	⑦	16,440,000			㉚	
経費	減 価 償 却 費	⑧	760,000	繰入額等		㉛	
	利 子 割 引 料	⑨	140,000		計	㉜	
	貸 倒 金	⑩	0		青色申告特別控除前の所得金額	㉝	11,650,000
	省 略				青 色 申 告 特 別 控 除 額	㉞	650,000
	雑 費	㉑	60,000		所 得 金 額	㉟	11,000,000
	計	㉒	4,790,000				
	差 引 金 額	㉓	11,650,000				

資料より、公一さんの所得金額は 1,100 万円ですので、配偶者控除は適用されません。

従って、正解は【1.0 円】です。

(イ)扶養控除については、配偶者以外で納税者本人と生計を一にする親族が対象で、対象となる親族の合計所得金額が 38 万円以下の場合に適用可能です。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
青山 公一	本人	1 9 6 6 年 5 月 2 3 日	5 4 歳	自営業
倫子	妻	1 9 6 8 年 1 1 月 3 0 日	5 1 歳	パートタイマー（注1）
美和	長女	1 9 9 9 年 7 月 2 7 日	2 1 歳	大学生
博人	長男	2 0 0 5 年 9 月 1 2 日	1 4 歳	中学生

		特定扶養親族		老人扶養親族
控除対象年齢	16 歳～19 歳 未満	19 歳～23 歳 未満	23 歳～70 歳 未満	70 歳以上
控除額	38 万円	63 万円	38 万円	同居 58 万円 別居 48 万円

問題文の記述より、美和さん博人さんは申告すべき所得はありません。
従って、21 歳の美和さんについて 63 万円の控除を受けられます。

従って、正解は【4.63 万円】です。

問 3 9

公一さんは、自らが営む店舗で初めて従業員を雇うことを考えており、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という）について、FPの宇野さんに質問をした。労災保険の概要に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

（ア）労災保険が適用される労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれる者に限られる。

（イ）事業主は原則として労災保険の適用を受けないが、労働保険事務組合に事務委託している一定の中小事業主については、特別加入をすることにより適用を受けることができる。

（ウ）労災保険料は、労働者と事業主が折半して負担する。

（エ）労災保険は、業務災害に対する補償給付や通勤災害に対する給付を行うほか、脳血管疾患や心臓疾患の発症を予防する目的で二次健康診断等給付を行う。

【答え】

(ア)不適切×

労働者を雇用している事業者は、**すべての労働者**を労災保険へ加入させなければいけません。

問題文は**雇用保険**の記述です。

(イ)適切○

労災保険の**特別加入制度**によって、個人事業主や中小企業主、海外派遣者等も労災への**加入が可能**です。

(ウ)不適切×

労災保険料は折半ではなく、**事業者が全額負担**となります。

(エ)適切○

仕事におけるストレスや過重な負荷による脳血管疾患や、心臓疾患による過労死も労災認定されますので、健康診断の診断結果により、それらのリスクが高いと判断された場合(要件あり)に、二次健康診断等給付を**受けられます**。

問 4 0

公一さんは自営業者として起業するまで厚生年金保険に25年間加入していたが、自分や倫子さんが 将来受給する公的年金の老齢給付について、FPの宇野さんに質問をした。公一さんや倫子さんが受給できる老齢給付に関する宇野さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問における老齢厚生年金は第1号厚生年金被保険者期間に基づくものとし、記載以外の老齢給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

1. 「1961年（昭和36年）4月2日以後生まれの男性および1966年（昭和41年）4月2日 以後生まれの女性には、特別支給の老齢厚生年金は支給されません。従って、公一さんおよび倫子さんは、原則として65歳から老齢給付を受給することになります。」
2. 「老齢基礎年金を受給するためには、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合計した受給資格期間が25年以上なくてはなりません。」
3. 「厚生年金に20年以上加入していた公一さんの老齢厚生年金には、公一さんが65歳時点において倫子さんの生計を維持していれば、加給年金額が加算されます。」
4. 「老齢基礎年金の振替加算額は、1966年（昭和41年）4月2日以後に生まれた人には加算されません。従って、倫子さんが受給する老齢基礎年金に振替加算額が加算されることはありません。」

【答え】

(1) 適切

特別支給の老齢厚生年金は、男性では生年月日が昭和 36 年 4 月 2 日以降の人、女性では 5 年遅れで生年月日が昭和 41 年 4 月 2 日以降の人には支給されません。

1966 年（昭和 41 年）1968 年（昭和 43 年）は支給されません

Ⅰ．家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
青山 公一	本人	1966 年 5 月 23 日	54 歳	自営業
倫子	妻	1968 年 11 月 30 日	51 歳	パートタイマー（注 1）
美和	長女	1999 年 7 月 27 日	21 歳	大学生
博人	長男	2005 年 9 月 12 日	14 歳	中学生

支給開始年齢については、

生年月日（女性は表記より 5 年遅れ）	支給年齢
昭和 28 年 4 月 1 日以前	60
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	61
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	62
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	63
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	64

(2) 不適切

老齢基礎年金の受給資格期間

平成 29 年 8 月 1 日以降、受給資格期間は 25 年以上から 10 年以上へ変更となっています。

厚生年金保険受給要件

（老齢基礎年金の受給資格期間 10 年以上を満たす）

- ・特別支給の老齢厚生年金

60 歳～65 歳未満 厚生年金加入期間は 1 年

- ・老齢厚生年金

65 歳以上 厚生年金加入期間は 1 ケ月

(3)適切

加給年金を受ける条件は65歳未満の配偶者または18歳到達年度の末日までの子(障害等級1級または2級の未婚の子の場合は20歳未満)があり、受給権者本人の厚生年金の被保険者期間が20年以上必要です。

(4)適切

老齢基礎年金の振替加算の対象者は大正15年4月2日～昭和41年4月1日までに生まれた人が対象です。

I. 家族構成(同居家族)

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
青山 公一	本人	1966年 5月23日	54歳	自営業
倫子	妻	1968年11月30日	51歳	パートタイマー(注1)
美和	長女	1999年 7月27日	21歳	大学生
博人	長男	2005年 9月12日	14歳	中学生

1968年(昭和43年)生まれの倫子さんは受給できません。

従って、正解は【2】です。

—終—